様式第１号の１（第８条関係）（賃金UP支援枠）

令和６年＊＊月＊＊日

佐賀県産業イノベーションセンター

所　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　【申請者】

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 〒\*\*\*-\*\*\*\* |
|  | 佐賀県佐賀市＊＊＊＊＊＊＊＊ |
| フリガナ | カブシキガイシャサガ |
| 企業名 | 株式会社佐賀 |
| （法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等） |
| 代表者役職・氏名 | 代表取締役　佐賀　太郎 |
| 事業担当者名 | 佐賀　花子 |
| （申請者本人又はその従業員に限る） |
| 連絡先　　電話 | \*\*\*\*-\*\*-\*\*\*\* |
| 　　　　E-Mail | \*\*\*\*\*\*@\*\*\*\*\*\*.jp |
| 書類送付住所･宛名 | 〒 |
| （書類送付先が企業の住所･代表者と異なる場合に記載） |

佐賀県中小企業生産性向上支援補助金交付申請書

佐賀県中小企業生産性向上支援補助金交付要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　事業の目的：生産性向上

２　補助金交付申請額：　　　　金　　２，０００，０００　円

３　添付資料（添付している資料に☑）

　[x] 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

　[x] 確定申告書別表第１の写し

　[x] 営業許可証の写し（営業許可が必要な業種のみ）

　[x] 賃金台帳の写し（賃金引上げ前月～直近までの全月）

　[x] 事業経費の内容と金額が確認できるもの（見積書、カタログ等）

[x] 設備導入前後の状態を確認するための導入前（導入場所）写真

[ ] 県外企業と契約する理由書（必要に応じて）

[x] 一者選定理由書（必要に応じて）

　[x] 誓約書（別紙１）

　[ ] 伝統的地場産品製造事業者要件確認書（様式第１号の１別紙１）

（伝統的地場産品製造事業者に該当する場合は添付必須）

　※提出資料については最後に詳細を示していますので、必ずご確認のうえ提出するようにしてください。

４　事業実施計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請事業場情報（※１） | 事業場の名称 | 株式会社佐賀 |
|  | 事業場の所在地 | 佐賀県佐賀市＊＊＊＊＊ |
| 事業計画名 | 新商品「\*\*\*\*\*\*」開発・販売に向けた設備導入 |
| 事業実施期間 | 令和６年７月１日　～　令和６年９月３０日 |
| 事業内容（※２） | 〇現状・課題（要点を絞って出来るだけ簡潔に記載すること）　＊＊＊＊＊＊・・・ |
|  | 〇上記課題の解決に向けた具体的な計画（この事業に意欲的に取り組む計画であることが分かるように要点を絞って記載すること）＊＊＊＊＊＊・・・ |
|  | 〇取組の効果（取組効果を分かりやすく具体的に記載すること）＊＊＊＊＊＊・・・ |
| 実施場所（※３） | 施設（事業所・店舗）名称 | 株式会社佐賀 |
|  | 所有形態 | 自己所有・賃貸・その他（　　　） |
|  | 住　　所 | 佐賀市＊＊＊＊＊ |
|  | 電話番号 | \*\*\*\*-\*\*-\*\*\*\* |
|  | チェック欄 |
| 他の補助金の利用確認 | 今回の補助事業に要する経費について、国又は他の自治体が実施する補助金の対象経費としていない。 |[x]
|  | 過去のチャレンジ支援事業、設備導入支援事業、賃金UP支援事業で採択されたものと同一事業、同一経費を補助金の対象経費としていない。 |[x]
| 賃金台帳の確認 | 添付している賃金台帳の写しに虚偽はない。 |[x]

※１　同一法人・同一個人事業主で複数事業場を申請する場合には、事業場ごとに書き分けて、それぞれ申請書一式を提出してください。

※２　必要に応じて図表や別紙を添える等、事業内容が具体的に分かるよう記載してください。

※３　複数ある場合は、行を挿入するなどして、すべて記載してください。

５　事業の実施から完了までの予定スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 |  予定年月（和暦） |
| 設備の発注 | 令和6年7月1日 |
| 設備の納入、据え付け、検収 | 令和6年9月20日 |
| 設備代金の支払い | 令和6年9月30日 |
|  |  |

※　事業完了期限（第一次募集：令和6年10月31日　第二次募集：令和6年11月30日）までに事業が完了（納品・支払い及び実績報告書の提出が完了）するスケジュールとしてください。

６　経費明細表

|  |  |
| --- | --- |
|  | （単位:円） |
| 補助対象経費区分※1 | 事業に要する経費(税込) | 補助対象経費(税抜)(A) | 備考※2 |
| 機械装置・システム構築費 | **3,465,000** | **3,150,000** |  |
| 広報費 |  |  |  |
| 展示会等出展費 |  |  |  |
| 開発費 |  |  |  |
| 資料購入費 |  |  |  |
| 雑役務費 |  |  |  |
| 借料 |  |  |  |
| 専門家謝金 |  |  |  |
| 委託費 |  |  |  |
| 外注費（工事費） |  |  |  |
| 運搬費 |  |  |  |
| 研修費 |  |  |  |
| 合計 | **3,465,000** | **3,150,000** |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付申請額※3：(A)×2/3以内（千円未満切捨て、税抜）（※伝統的地場産品製造事業者は、(A)×3/4以内） | **2,000,000** |

※1　該当する「補助対象経費区分」の欄に記載してください。

※2　経費の内容が分かる資料（見積書、カタログ、数量等）を添付してください。

※3　補助金交付申請額は補助対象経費(A)（税抜）の合計に2/3を掛け、千円未満を切り捨てて算出してください。補助上限額（小規模事業者（個人）：60万円　小規模事業者（法人）：120万円　中小事業者：200万円）を超える場合は、補助上限額が申請額となります。

７　資金調達内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 事業に要する経費 | （単位:円） |
| 事業に要する経費の合計（税込） | **3,465,000** |
| 内訳 | 補助金交付申請額 | **2,000,000** |
| 自己資金 | **1,465,000** |
| 借入金 |  |
| その他 |  |

|  |
| --- |
| （単位:円） |
| 補助金の交付を受けるまでの財源内容 |
| 自己資金 | 借入金 | その他 |
| **1,000,000** | **1,000,000** |  |
| 借入金融機関名 | 「その他」の内容 |
| **＊＊銀行** |  |

※　「補助金交付申請額」は税抜で記載してください。

※　「事業に要する経費」表の「補助金交付申請額」以外については、自己資金、借入金、その他の区分ごとに税込で記載してください。

※　「補助金の交付を受けるまでの財源内容」表の「自己資金」、「借入金」、「その他」の合計額は、補助金交付申請額と同額になるように計画してください。

※　借入金融機関名は具体的な銀行名等を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定支援機関 | ＊＊商工会 | 担当者名 | ＊＊＊＊ |
| 連絡先TEL | \*\*\*\*-\*\*-\*\*\*\* |

【以下、本補助金交付申請書作成支援を行った認定支援機関が記入して下さい】

※申請書提出にあたり、認定支援機関の確認は必須です。

※認定支援機関とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関（税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等）です。

８　補助対象要件確認

（１）事業者規模等要件（事業場単位ではなく、企業全体の内容について記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名（法人名、屋号等） | 株式会社佐賀 |
| 本店所在地 | 佐賀県佐賀市＊＊＊＊＊＊＊ |
| 資本金又は出資の総額 | 　　　　　　　　　　　　1,000,000円 |
| 企業全体で常時使用する従業員数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　10人 |
| 業種（別紙４参照） | [x] 商業（卸業・小売業）・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)[ ] サービス業のうち宿泊業・娯楽業[ ] 製造業その他[ ] 組合・ＣＳＯ |
|  | 記号 | 業種 |
| 大分類 | M | 宿泊業、飲食サービス業 |
| 中分類 | 76 | 飲食店 |
| 事業者規模（要綱第２条参照） | [ ] 小規模（個人）　【補助金額：15万～60万円】[ ] 小規模（法人）　【補助金額：30万～120万円】[x] 中小事業者　　　【補助金額：50万～200万円】 |
| みなし大企業ではない | [x] はい　　　[ ] いいえ |

（２）事業場内最低賃金引上げ要件

（２）－１　対象者基本情報（今回対象となる事業場に勤務する労働者について記入）

|  |  |
| --- | --- |
| 労働者職氏名 | 佐賀　一郎 |
| 採用年月日（和暦） | 　　　　令和２年４月１日 |
| 賃金の引上げ年月日（予定含む） | 　　　　令和６年２月１日 |

（２）－２　賃金引上げ率算定（「月給の場合」、「日給の場合」、「時給の場合」いずれかを記入）

●月給の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 引上げ前 | 引上げ後（予定含む） |
| 賃金の算定対象期間 | 令和６年１月１日～令和６年１月３１日 | 令和６年２月１日～令和６年２月２９日 |
| ①１か月平均所定労働時間※ | １６０時間 | 　　　　　　１６０時間 |
| ②基本給 | 　　　１５０，０００円 | 　　　１５８，０００円 |
| ③役職手当 | 　　　　１０，０００円 | 　　　　１０，０００円 |
| ④住宅手当 | 　　　　１０，０００円 | 　　　　１０，０００円 |
| ⑤その他手当（最低賃金の対象となるものに限る） | 　　　　　　　　　０円 | 　　　　　　　　　０円 |
| ⑥時間額　※小数点以下切捨て(（②＋③＋④＋⑤）÷ ①) | ⑦ | 　　　１，０６２円 | ⑧ | 　　　１，１１２円 |
| 賃金引上げ率　※小数第三位以下切捨て(⑧÷⑦ - 1）×100 ≧ 3％ | 　　　　　　　　　　　　　　４．７０％ |

●日給の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 引上げ前 | 引上げ後（予定含む） |
| 賃金の算定対象期間 | 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日 | 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日 |
| 1日の所定労働時間数 | 時間 | 　　　　　　　　　時間 |
| ⑨労働時間数 | 時間 | 　　　　　　　　　時間 |
| ⑩支給金額（最低賃金の対象となるものに限る） | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| ⑪時間額　※小数点以下切捨て( ⑩ ÷ ⑨ ) | ⑫ | 　　　　　　　　円 | ⑬ | 　　　　　　　　円 |
| 賃金引上げ率　※小数第三位以下切捨て(⑬÷⑫ - 1）×100 ≧ 3％ | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　％ |

●時給の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 引上げ前 | 引上げ後（予定含む） |
| 賃金の算定対象期間 | 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日 | 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日 |
| 時給（＝⑯時間額） | 　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| ⑭労働時間数 | 時間 | 　　　　　　　　　時間 |
| ⑮支給金額（最低賃金の対象となるものに限る） | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| ⑯時間額　※小数点以下切捨て( ⑮ ÷ ⑭ ) | ⑰ | 　　　　　　　　円 | ⑱ | 　　　　　　　　円 |
| 賃金引上げ率　※小数第三位以下切捨て(⑱÷⑰ - 1）×100 ≧ 3％ | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　％ |

※賃金台帳において時間額（時給額）が明記されている場合には、⑰・⑱の欄に直接転記することも可。

※１か月平均所定労働時間＝（365日－年間休日日数）×1日の所定労働時間÷12か月

※同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を3％以上引き上げること。

※事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から3％以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を3％以上上回っている場合には、この限りではない。

※賃金引上げ率の算定については、上記様式への記入を原則とするが、上記様式での計算が不可能な場合（算定対象期間の途中で給与単価に変更が生じた場合や同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合など）には、その理由を明記のうえ、別途任意の様式により提出すること。

※専従者については、事業場内最低賃金の算定対象者としない。

※添付する賃金台帳については、賃金引上げ前月～申請時点における直近月までの全期間分について提出すること。

様式第１号の１別紙１（第８条関係）（賃金UP支援枠）

※伝統的地場産品製造事業者に該当する場合のみ記入

伝統的地場産品製造事業者要件確認書

（※伝統的地場産品製造事業者のみ記入）

　該当する項目に☑してください。

●国指定伝統的工芸品（要綱別表第２）の場合

|  |  |
| --- | --- |
| ①取り扱い産品又は原材料等が用いられている産品 | [x] 伊万里・有田焼　[ ] 唐津焼 |
| ②業種 | [x] 製造業　　　　　　　　[ ] 原材料等の製造　　　③－２へ[ ] 卸売業 |
| ③－１　製造又は卸売業者が属する団体について③－1へ |
| 　　　製造業・卸売業 | 産品 | 属する団体 |
| 伊万里焼・有田焼 | [x] 佐賀県陶磁器工業協同組合[ ] 肥前陶磁器商工協同組合　　　[ ] 佐賀県陶磁器商業協同組合[ ] 伊万里・有田焼伝統工芸士会　[ ] 有田商工会議所[ ] 伊万里商工会議所　　　　　　[ ] 武雄商工会議所[ ] 武雄市商工会　　　　　　　　[ ] 嬉野市商工会 |
| 唐津焼 | [ ] 唐津焼協同組合　　[ ] 唐津観光協会　　[ ] 唐津商工会議所[ ] 唐津上場商工会　　[ ] 唐津東商工会　　[ ] 多久市商工会[ ] 伊万里商工会議所　[ ] 嬉野市商工会　　[ ] 武雄商工会議所[ ] 武雄市商工会　　　[ ] 有田商工会議所　[ ] 白石町商工会 |
| ③－２　原材料等の製造業者等について |
| 　原材料等 | (ア)原材料等の製造等の内容 | [ ] 陶土の製造　　[ ] 生地の製造　　[ ] 型の製造[ ] その他［(具体的に記入)　　　　　　　　　　］ |
| 過去1年間（令和5年2月17日から令和6年2月16日）に佐賀県内の伊万里焼・有田焼又は唐津焼製造業者に原材料等を納入した実績がわかる書類（納品書・受領書等）の写しを[ ] 添付した　　　[ ] 添付していない＝対象外 |
| (イ)主たる事業であることの確認 | 伊万里・有田焼又は唐津焼に用いられる原材料等の製造等が[ ] 主たる事業である　[ ] 主たる事業でない＝対象外 |

●県指定伝統的地場産品（要綱別表第３）の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取り扱い産品 | 対象事業者（県内事業者に限る） | 事業者・団体 |
| [ ] 鹿島錦 | 右項に掲げる団体 | 鹿島錦保存会 |
| [ ] 佐賀錦 | 同上 | 佐賀錦振興協議会 |
| [ ] 白石焼 | 右項に掲げる団体に加入する事業者 | 白石焼陶器組合 |
| [ ] 諸富家具・建具 | 同上 | 諸富家具振興協同組合 |
| [ ] 小城羊羹 | 同上 | 小城羊羹協同組合 |
| [ ] 神埼そうめん | 同上 | 神埼そうめん協同組合 |
| [ ] 西川登竹細工 | 同上 | 佐賀・長崎竹工販売組合 |
| [ ] うれしの茶 | 右項に掲げる団体に加入する事業者。ただし、うれしの茶を取扱う事業者に限る。 | [ ] 嬉野茶商工業協同組合[ ] 佐賀県茶商工業協同組合 |
| [ ] 名尾手漉和紙 | 右項に掲げる事業者 | 名尾手すき和紙株式会社 |
| [ ] 鍋島緞通 | 同上 | [ ] 株式会社鍋島緞通吉島家[ ] 吉島伸一鍋島緞通株式会社[ ] 株式会社織りものがたり |
| [ ] 肥前びーどろ | 同上 | 副島硝子工業株式会社 |
| [ ] 浮立面 | 同上 | [ ] 小森恵雲[ ] 中原恵峰 |
| [ ] 弓野人形 | 同上 | 江口人形店 |

●県指定に準じる産品（要綱別表第４）の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 産品名 | 対象事業者（県内事業者に限る） | 事業者・団体 |
| [ ] 尾崎人形 | 右項に掲げる団体 | 尾崎人形保存会 |
| [ ] のごみ人形 | 右項に掲げる事業者 | のごみ人形工房 |
| [ ] 佐賀酒 | 右項に掲げる団体に加入する事業者又は右項に掲げる団体が推薦する事業者（推薦の場合には、団体の推薦書が必要） | 佐賀県酒造組合 |

別紙１（第３条第２項関係）

誓　　　約　　　書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、佐賀県産業イノベーションセンター（以下「センター」という。）が必要な場合には、佐賀県を通じて佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が「センター」等における身分確認に利用することに同意します。

記

・虚偽又は不正が判明した場合は、補助金の返還等に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。

・「センター」から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。

・対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、佐賀県等を通じ補助金の交付を受けた事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意します。

・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。

・自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

・事業計画の内容は以下に掲げる事業には該当しません。

ア　公募要領にそぐわない事業

イ　事業の実施の大半を他社に外注又は委託し、企画だけを行う事業

ウ　建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業

エ　公序良俗に反する事業

オ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第２条第1項第4号に定める事業、また、同条第5項及び同条第13項第２号により定める事業

カ　政治団体、宗教上の組織又は団体による事業

キ　重複案件　　　同一事業場が当該補助金に複数申請を行った場合の2件目以降の申請分

他の申請者が提出した申請書の内容と酷似している申請

ク　申請時に虚偽の内容を含む事業

ケ　その他申請要件を満たさない事業

以上

|  |  |
| --- | --- |
|  | 令和6年\*\*月\*\*日 |
| 佐賀県産業イノベーションセンター　所長　様 |  |
| （フリガナ） | カブシキガイシャサガ | （フリガナ） | サ　　ガ　　　タ　ロ　ウ |
| 企業名 | 株式会社佐賀 | 代表者名 | 佐　賀　　太　郎　←自署 |
| （法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等） | ※法人の代表者又は個人事業者が自署してください |
| 所在地･住所 | 佐賀県佐賀市＊＊＊＊ | 生年月日（ T・S・H ）\*\*年 \*\*月 \*\*日 |
| ※法人、店舗等の所在地・住所を記載してください |

別紙３（第１１条第２項関係）

佐賀県中小企業生産性向上支援補助金に係る

県外企業と契約する理由書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名 | 株式会社佐賀 |
| 設置場所（店舗名等） | 佐賀県佐賀市＊＊＊＊＊※複数申請する場合は、すべてを記載してください。 |
| 契約する県外企業名 | 株式会社福岡 |
| 県外企業が所在する都道府県名 | 福岡県 |
| 県外企業と契約する理由 | チェック | 理由 |
| ☑ | 購入予定商品の価格について、県内企業と比較したところ県外企業の方が安価であったため。※県内企業の見積書の提出が必要です |
| □ | 県内企業に確認したところ、購入予定商品の取り扱いがなかったため。 |
| □ | その他（理由を記載してください） |

※「１者選定理由書」を提出する場合は、「県外企業と契約する理由書」の提出は不要です。

別紙４（第１１条第１項関係）

佐賀県中小企業生産性向上支援補助金に係る一者選定理由書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名： | 株式会社佐賀 |
| 設置場所（店舗名等） | 佐賀市＊＊＊＊＊ |
| 契約する事業者名 | 株式会社長崎 |
| 契約する対象 | 真空包装機、急速冷凍装置、冷凍庫、冷凍ショーケース |
| メーカー、型番・機種番号等 | P社　P-2209-1、S社　S-2210-1、H社　H-2211-1、S-2212-1 |
| 一者となる理由を以下の４つから１つ選択してチェックしてください。□**オーダーメイド**□**メーカー直販**□**特定代理店販売****☑上記のほか、佐賀県イノベーションセンターが認めるもの　（該当記号　　ウ　　）** |
| ※経緯や補足説明等を簡潔に記載してください㈱長崎は以前より取引の実績があり、これまでに購入した設備のメンテナンスの年間契約を締結しているため、今回購入を計画している設備についても同店より購入することでメンテナンスを受けることができるメリットがある。 |

（注）２者見積書の入手が困難な理由としては、オーダーメイドや、メーカー直販、特定代理店販売により販売経路が限られている場合、又は、下記に掲げるセンターが認める場合となります。

佐賀県産業イノベーションセンターが認めるもの

ア 取扱店一店のため随契

特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上２者以上の者から見積書を徴することができないとき。

イ 定価販売品につき随契

購入しようとする物品と同一の品質、規格のものが市販品としてどこにでも販売されており、いずれで購入してもその価格に相違がなく２者以上の者から見積書を徴することが無意味と認められるとき。（書籍、図書券等）

ウ 購入店（修繕等）と随契

物品の修繕等でその物品の購入店と契約する方が有利と認められるとき。

エ 過去の指名競争入札等による契約と同等の随契

過去６ヶ月以内において、当該購入予定物品と種類及び数量をほぼ同じくする契約（競争入札又は見積合せの方法で締結した場合）を既に締結したことのある物品について、その後経済上の変動もなく、かつ、購入の相手方が前回の納入単価で納入することについて了承したとき。

オ 現在履行中の契約と関連した随契

現に履行中の工事、製造又は物件の供給に直接関連する契約を現に履行中の契約の相手方以外の業者をして履行させることが不利であるとき。

カ 既に随契により事業に着手済のため

既に随契により事業に着手しており、２者以上から見積もりを徴取することが困難であるとき。